



とを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(第三者損害)

第7条 業務の実施にあたり、第三者に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償する責に任ずる。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。ただし、乙が甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(実績報告)

第8条 乙は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、業務完了報告書（別紙様式2）を、委託業務の終了した日から起算して30日以内または令和9年3月19日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(検査及び委託料の確定)

第9条 甲は、前条の規定により乙から業務完了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

- 2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、業務完了報告書について補正を求められたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条の委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第8条から第10条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第12条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出てその承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部を請求することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託業務の報告等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(契約内容不適合)

第15条 乙は、甲の検査に合格した成果品及び実績報告書であっても、当該成果品がこの契約の内容に適合しないことが判明したときは、検査後1年間は、これを無償で完全なもの引き換え、又は補償をしなければならない。

2 乙は、甲に対して前項の不適合により生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第18条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(著作権)

第19条 乙がこの委託業務により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第20条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の解決)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県知事 大井川 和彦

乙

(別 記)

## 特 約 事 項

### 1 受託者の責務

受託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

### 2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

### 3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

### 4 不要情報の破棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から1年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により破棄すること。

### 5 個人情報の目的外利用及び部外提供の禁止

委託業務を処理するため収集及び作成した個人情報は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

### 6 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

### 7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

### 8 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された資料等のうち甲の指定するものは、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)  
所在地  
代表者氏名

### 概算払請求書

令和 8 年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務の委託料に係る概算払について、下記のとおり請求します。

記

1 金 \_\_\_\_\_ 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関		
振替	預金種別	普通・当座・その他
	口座番号	
口座	フリガナ	
	口座名義	

(振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。)

3 概算払を必要とする理由

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)  
所在地  
代表者氏名

## 業務完了報告書

下記の業務は、令和 年 月 日付けで完了しましたので、契約書第8条の規定により報告します。

### 記

- 委託業務の名称  
令和8年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務
- 委託期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 委託料  
円
- 事業成果品  
別添のとおり